

加古川市遺跡分布地図

- 第3版 -

平成 22 年 1 月

加古川市教育委員会

加古川市遺跡分布地図

- 第3版 -

平成22年1月

加古川市教育委員会

例　　言

序　　文

—加古川市遺跡分布地図第3版の刊行にあたって—

加古川市は、古くから加古川の豊かな恵みによって発展してきた地域です。市内には、西条古墳群や日岡山古墳群、古大内遺跡、溝之口遺跡、坂元遺跡、西条磨寺、石守庵寺、野口庵寺などをはじめとして多くの遺跡が存在します。これらの遺跡は、わたしたちの先祖が長い年月をかけて残してくれた貴重な歴史的遺産であり、大切に守り伝えていかなければなりません。

加古川市教育委員会では、埋蔵文化財の保護と所在地の周知徹底を目的として、昭和59年に加古川市遺跡分布地図を刊行しました。また、平成6年には加古川市遺跡分布地図第2版を刊行しました。しかし、その後も発掘調査等により新たな遺跡の存在が確認されたため、今回遺跡分布地図第3版を刊行いたします。

市内で開発行為を行おうとする場合は、この地図をもとに「文化財保護法」に基づいた協議を行うことが必要です。

加古川市教育委員会では市内に多数ある歴史遺産を積極的に保護・活用するため、西条古墳群などの史跡整備事業を推進しています。のことにより、文化財に対する保護の意識を高めるとともに、文化財を市民に親しみやすいものとするよう努めています。

最後に、この遺跡分布地図が充分に活用され、文化財保護への理解と関心が一層高まるることを願うものです。

平成22年1月

加古川市教育委員会
教育長　　山本　勝

1. 本書は、加古川市教育委員会が昭和59年、平成6年に刊行した遺跡分布地図の第3版である。遺跡には一連番号を付して整理するとともに、その後の発掘調査の成果を踏まえて遺跡数を増補した。また、記載の誤り等について訂正した。

2. 本書に掲載した遺跡は、すべて文化財保護法の「貝づか・古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地」である「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当する。なお、分布地図に遺跡の範囲を示したが、これは決定範囲ではなく、想定される範囲であり、さらに隣接地に広がることも予想される。

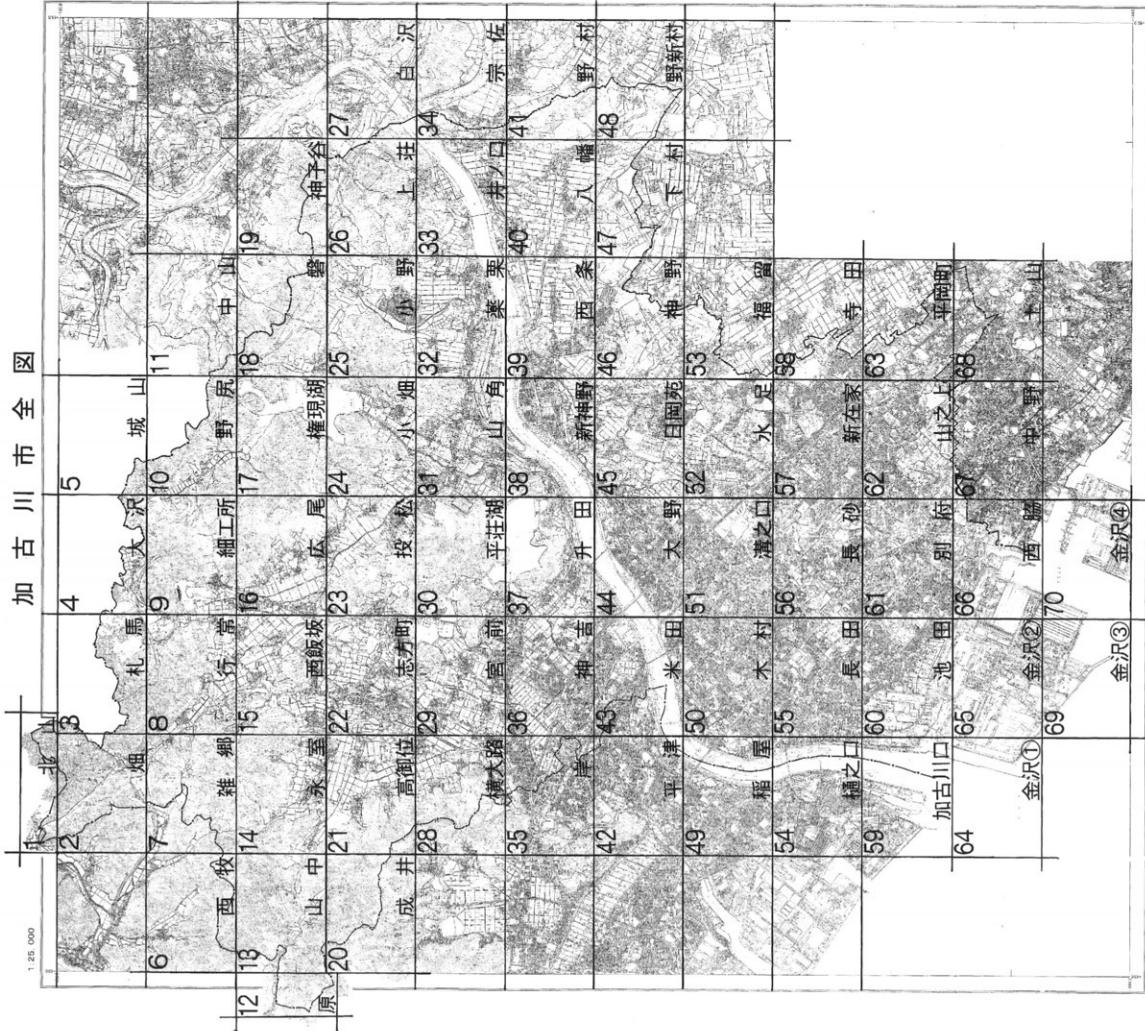
3. 周知の埋蔵文化財包蔵地=遺跡のある場所で土木工事を実施する時は、文化財保護法の「土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で貝づか・古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘しようとする場合」に該当するので、工事着手の60日前までに埋蔵文化財発掘調査届出を届け出ることが義務づけられている。そのため、周知の埋蔵文化財包蔵地及び隣接地において土木工事を実施する場合、加古川市教育委員会文化財調査研究センターに連絡し、文化財保護法に基づく協議を行う必要がある。また、国及び地方公共団体が土木工事を実施する場合も、文化財保護法による手続きが必要である。

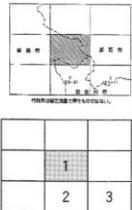
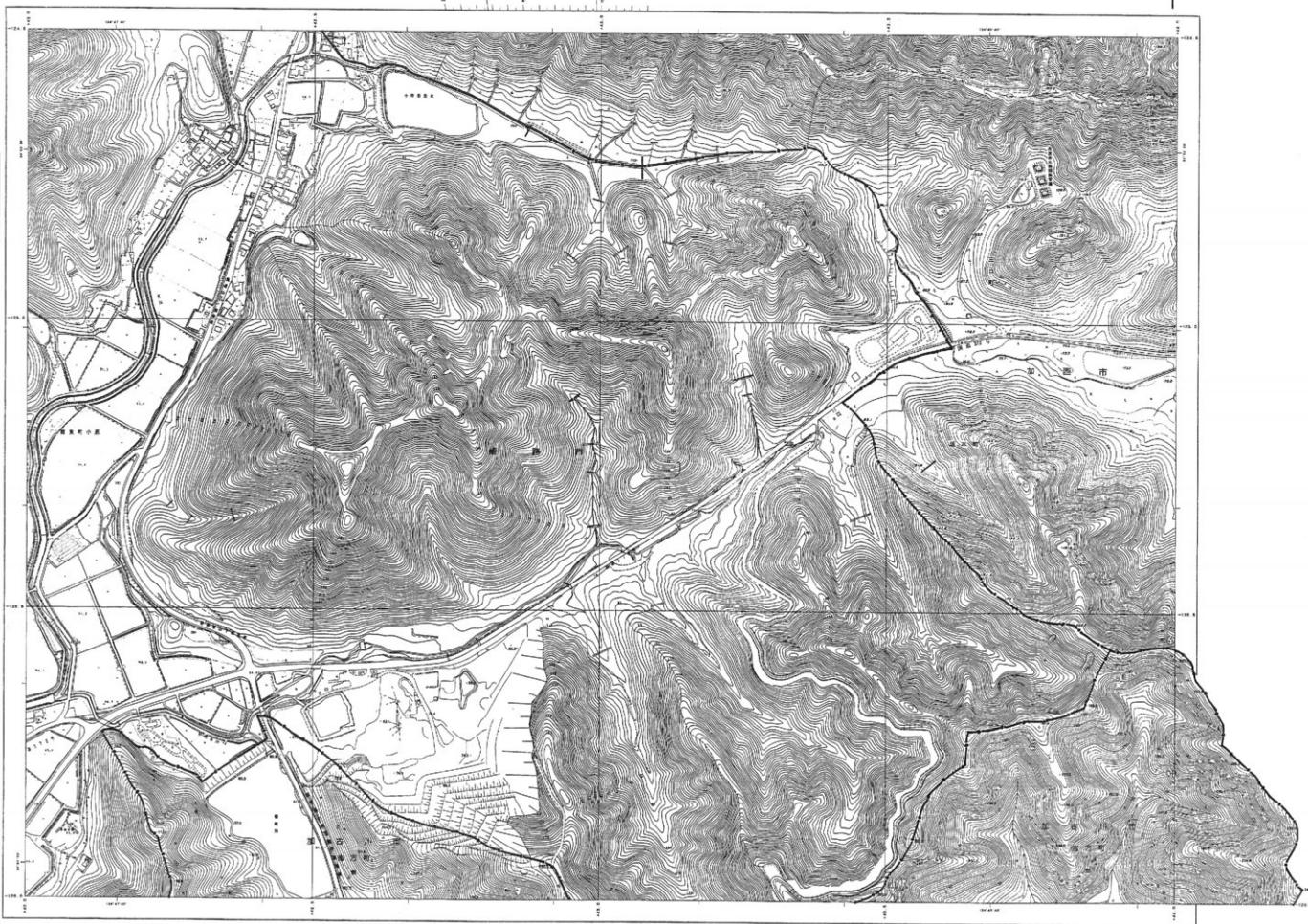
4. 遺跡を新たに発見した時には、加古川市教育委員会文化財調査研究センター及び兵庫県教育委員会文化財室まで連絡してください。

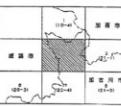
5. 本書及び遺跡についての問い合わせは、加古川市教育委員会文化財調査研究センター(加古川市平岡町新在家1224-7 住079-423-4088)へお願いします。

6. 本書に掲載した遺跡地図と一覧表の番号は同一である。ただし、古墳については地図上の番号にKを付して区別した。また、国・県・市指定文化財及び国登録文化財は地図上に国指定、県指定、市指定、登録と表記した。

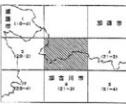
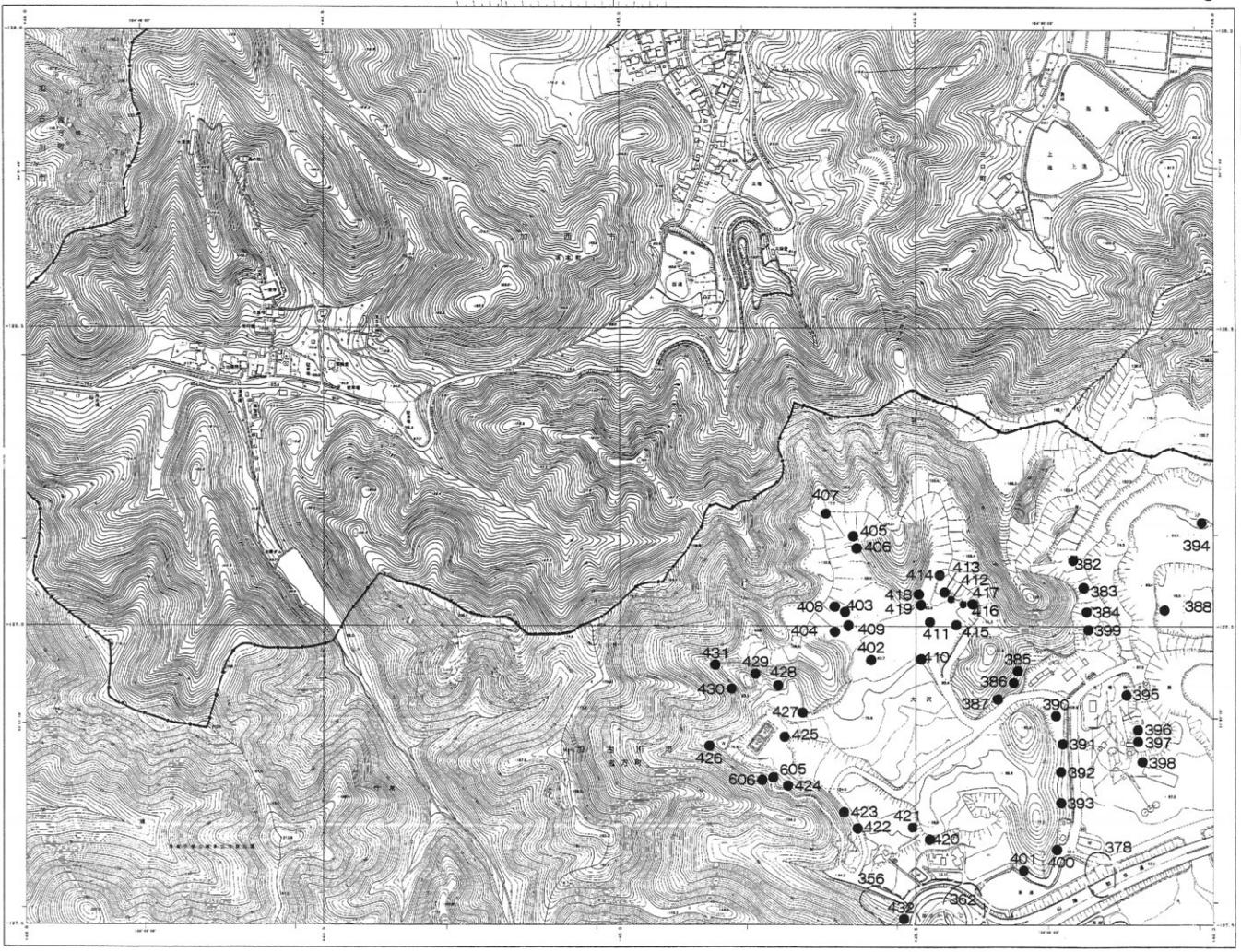
7. 本書に使用した地図は、加古川市作成の2,500分の1地形図を複製したものである。







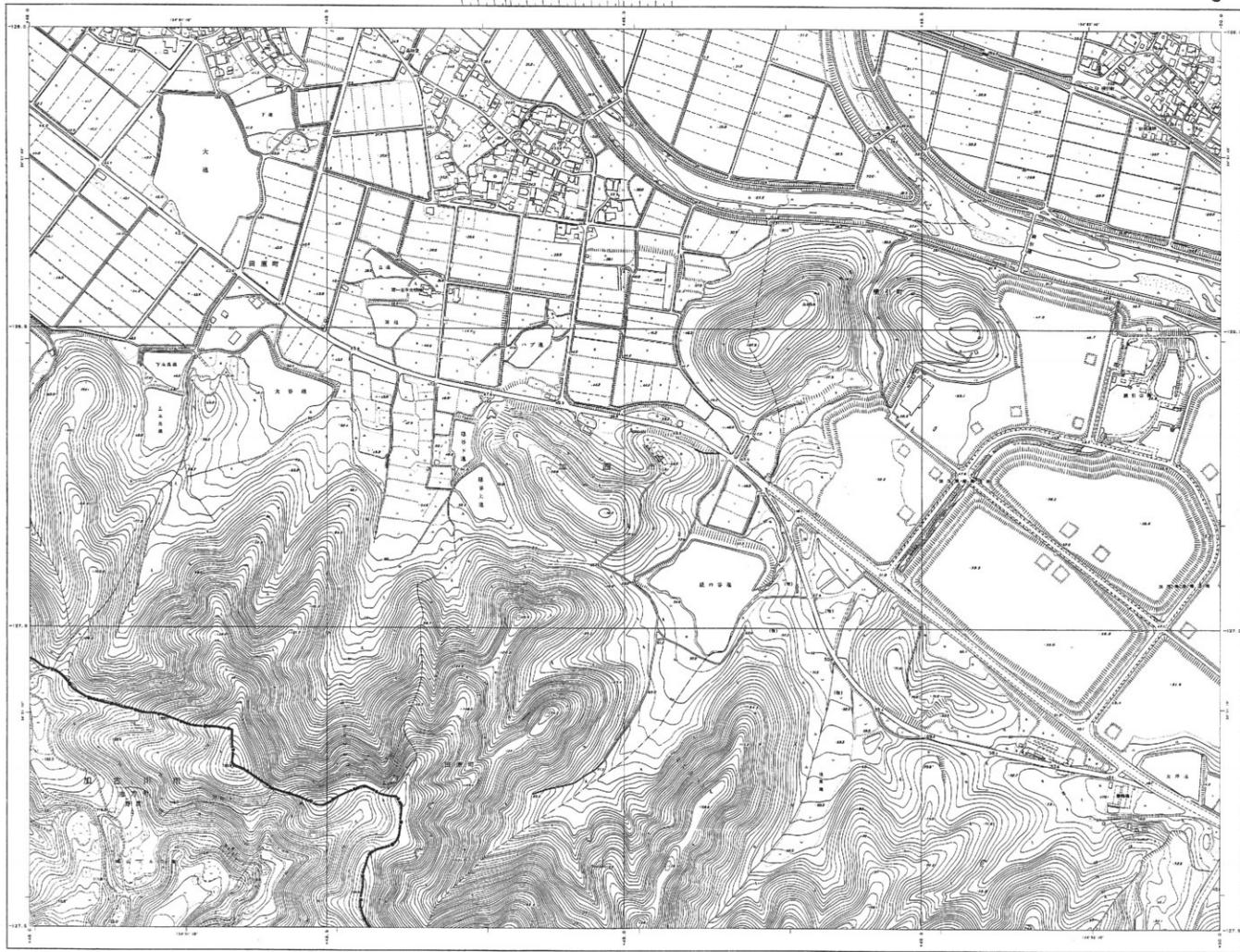
1		
2	3	
6	7	8

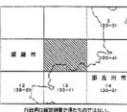
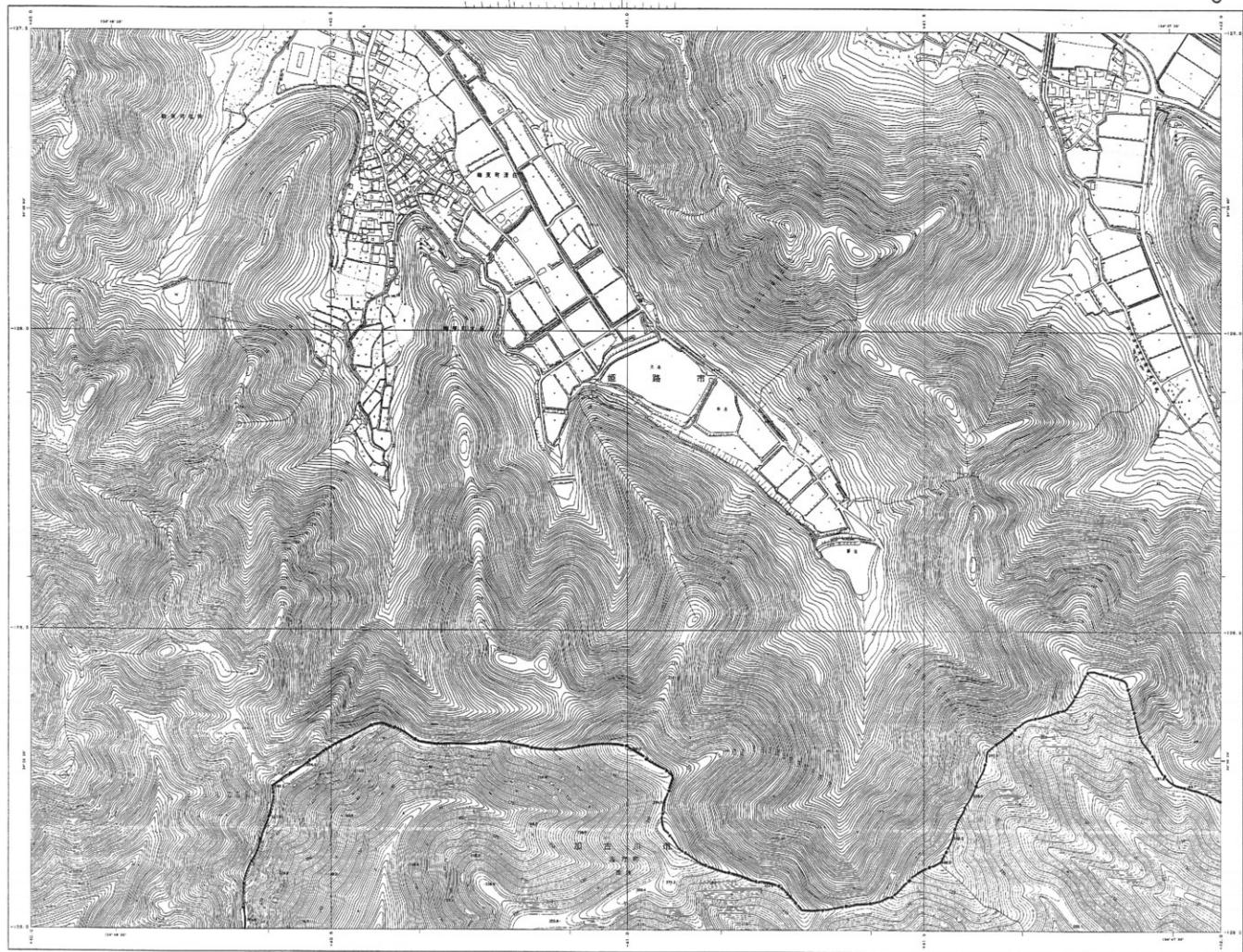


1		
2	3	4
7	8	9

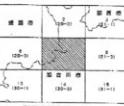
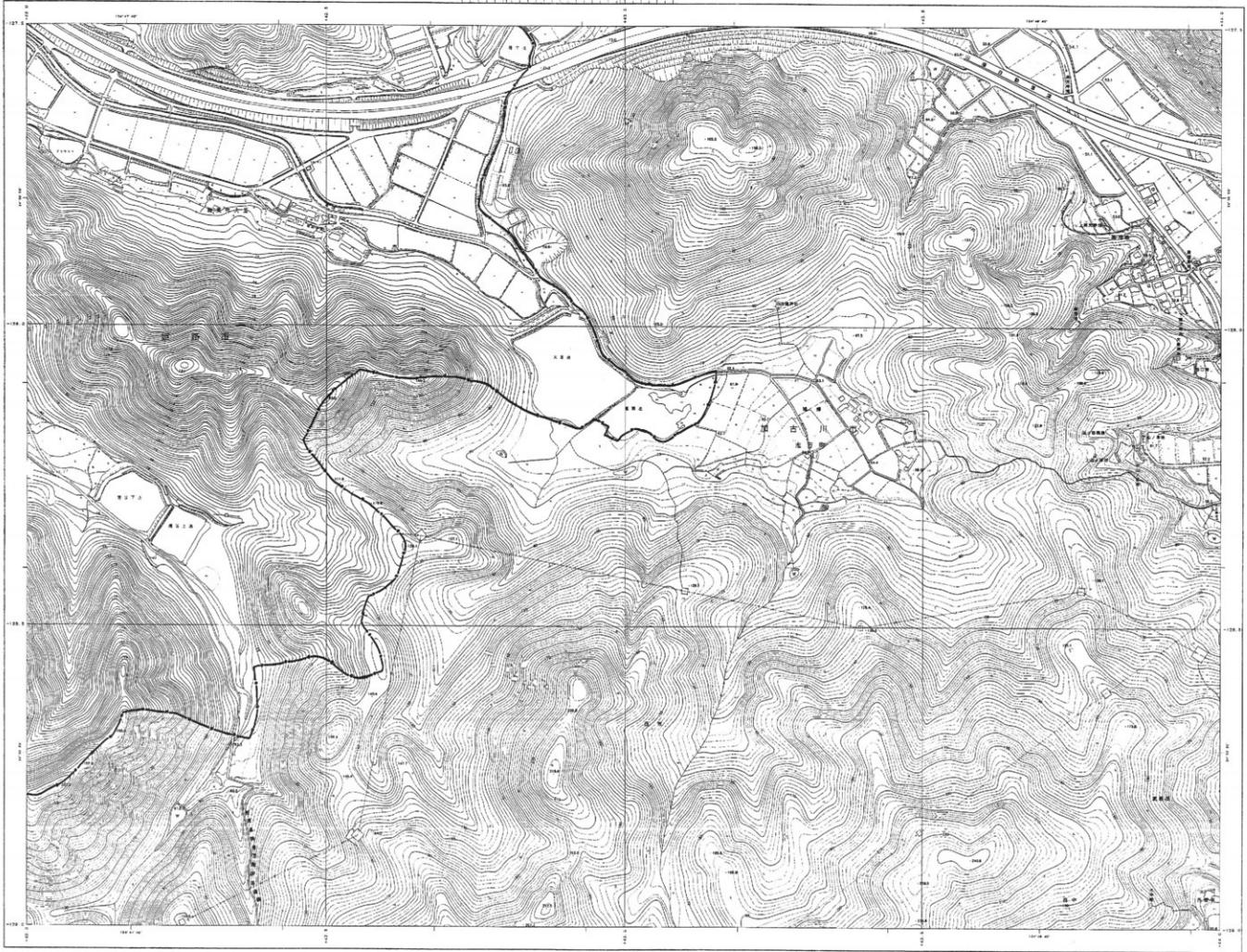


3	4	5
8	9	10





	2
6	7
12	13 14



2	3
6	7
13	14

